

## 文化財保護審議会 議事録概要

・日 時 平成25年1月23日(水) 14時～15時30分

・場 所 米子市立明道公民館1階 学習室

・出席委員の氏名

浅井 秀子

神谷 要

喜多村 理子

小原 顕

田中 秀明

常松 喜恵子

畠中 弘

山藤 良治

丸山 柚美

(欠席委員 鷺見 寛幸)

・説明のために出席した職員氏名

教育委員会事務局 文化課

課長

岡 雄一

文化財係長

下高 瑞哉

主幹

古山 俊彦

主幹

岩田 文章

主事

福田 基樹

主事

杉谷 愛象

・議事日程

開 会 14:00

・議 事 (1) 米子市文化財の指定候補の検討について(協議)

(2) その他

(史跡米子城跡整備事業について 報告)

閉 会 15:30

## 平成24年度第1回文化財保護審議会議事録概要

(小原会長)今日は日程にありますように、米子市文化財の指定候補について検討協議いただくことになっております。忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

(1)米子市文化財の指定候補について、資料の説明を事務局お願いします。

(下高)「説明資料」冊子を見ていただきたいと思っております。今まで議論いただいたり調査したもののから指定候補として検討したいものが記載してあります。この中で、次回には諮問し、答申をいただきたいというものが1件ございます。

(下高)整理番号7の「石州府1号墳」は、過去に委員にも現地をご案内し、先般指定しました「陰田1号墳」と一緒に説明してきたものですが、陰田1号墳のほうが先行して指定になっております。

(福田主事)石州府1号墳の航空写真と青く塗った図面がございます。これは、富士通が米子市のほうへ寄附した土地ですが、今まで商工で管理しており、このたび青い部分が文化課に所管が移ったものです。

(下高)石州府1号墳は、旧米子市の中では最大の円墳で、日野川右岸の古墳時代後期を代表する古墳で指定になると判断をしております。今日の会議で了解がいただけましたら、次回の3月に予定しております審議会の折に、諮問、答申の手続きを踏んで正式に指定ということにさせて頂ければと思っております。

(小原)皆さんいかがでしょうか。これは、今日結論を出すのですか。

(下高)皆さんのご同意をいただければ、淡々と進めたいと思っております。

(小原)何かご意見ございませんか。

(山藤委員)資料にあります、7の概要構造の部分、8番目の3行目の「両袖式」という形式と、次のページの「石障」、図を見たのですが、よく分からなかったので教えて頂けませんか。それと発見された何点かのものがありますね、いまどうなっているか教えて下さい。

(下高)石州府1号墳の構造上の説明ですが、左側の図面をみていただきたいと思っております。両袖式の説明をさせていただきます。古墳の横穴式石室は、(黒板に図示)ここに遺体を入れるところがあるのですが、横に石を積んでいくのですけれども、ある時代になると板石をもう一枚ひきます、入口のところは何もないものを無袖といい、奥壁を背にして前を向いて右側に袖のあるのが右袖、左側にあるのが左袖、石州府の場合は両側に袖があるので、両袖式といいます。この前に扉石をおいて封鎖し遺体は黄泉の国に帰る。現世とあの世を分けるようなところに立っている。羨道はこちらにあり、普通潜って入るのですけれども、石州府の場合は立って入れるくらい大きなものです。

あと、「石障」です。遺体は、普通は木の棺に葬られるのですが、それに加えて部屋の方をきれいにし、これは意図は分からないんですが、横に石をずっと積んでいく、ある時代になるともう一枚板石をひいて、もうひとつ部屋を作るように、壁の内側におくような風習があります。この前に扉石をおいて封鎖し遺体は黄泉の国に帰る。現世とあの世を分けるようなところに立っている。主に九州に発達するのですがこちらにもあります。長者ヶ平

古墳にもあり、石州府にもこういう風な構造を持ったものがあります。こういう古墳は大きな古墳で位の高い人を葬ったもの。出土品ですけれども埋蔵文化財センターで保管し、太刀などは展示しております。 次回の審議会で指定のほうを進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(小原) よろしゅうございますか。はい、ではそのように。次にいってください。

(下高) 説明資料について一先ず、委員からご意見等伺えたらと思います。 -

(小原)全体につきました。

(古山) 畠中先生からは資料をいただいております。

(下高) 畠中先生、芭蕉碑の件でご意見をいただければと思います。

(畠中委員)整理番号3番、説明をつけてもらっておりまして、私どもにはこれでいいんですが、一般には説明が不十分じゃないかと。鳥取県にどれだけあるかというようなことも、鳥取県史では触れました。

江戸時代に寺子屋がはじまったのも米子が最初で、江戸の古い文化が米子にはあるんだというのが分かるそれが大事でしょう。県立図書館か中央図書館で調べたところこれは、明治に1回倒れ、又元どおりにしたというのがありますけれども。他にはないので、芭蕉の句碑文化財指定いかがでしょうかと紹介したわけです。

(田中委員) 整理ナンバー2木製狛犬ですけども。前に、木製狛犬については、他にないものか悉皆調査をしたいと言っていましたか、しましたか。

(杉谷主事)しておりません。何件かは回ってみました。随神門にあるものとかは見ましたけれども、神社の内部にあるものは、あえては見えておりません。

(田中)たとえば、他のものを十分調査せずにこれを指定した場合、勿論これは十分に指定する文化財的価値はあると思うのですが、他にも後出てくる可能性はあるわけです。

(杉谷主事)このまえ紹介しました三輪神社のものは確認し、形態的に古いと分かりましたが、美術的には毀れたりしているもので、又別の歴史的資料としてはと、小山先生がおっしゃっておいりました。現時点ではっきり残っているのはこれだけということです。それから八幡さんの神像とかを調べられている長谷先生ですが、絵馬にしても神像にしても指定したりすると、必ずそれより古いものが出てきたりする。しかし、それもはっきりすることによってはじめて出てくるものだから、いつ出てくるかはわからないけれども、それも必要であるとおっしゃっておいりました。

(田中)わかりました。

(下高)前回の審議会でも喜多村先生のほうから悉皆調査が必要ということもいただいておりますので、もう少し調べられる範囲では調べた上で検討に入りたいと思っております。

(田中 )次ナンバー4 石馬顕彰碑ですけども、附けたりとして「石馬保存会資料」というものがあります。資料としてはどんなものがありますか。この募金の人名簿、基本的にはこんなものがあるんだなと分かります。他には。

(杉谷)人名簿が中心です。資料が、123点くらいありまして、そのうち108点が人名簿

です。あと雑多なメモ的なものです。部落で保存会を立ち上げて、ついこの間まで置いてあった石馬の神社みたいなものを作りたいということで、そのための募金活動をされて、各人が分担しそれぞれ集落を巡ったり、学校関係を巡ったりしたその名簿が主体です。

(田中)この顕彰碑そのものが貴重なものであると思うのです。いわゆる石馬が山陰考古学発祥の地であると思いますので、大事なものに焦点を当てて行きたいと思います。

(杉谷) 現物は地元自治会が保管しております。

(山藤) 顕彰碑の年代はいつのものなのですか。

(杉谷) 募金活動をみると明治39年でしたか、とはいうものの碑には明治36年と文章がありますので、碑を建ててから電灯を整備しようか募金を始めたのかなとも考えられます。整備しようというのはもうちょっとあとで明治40年から42年にかけて活動を続けておられました。

(下高)その辺の経緯も調べて行きたい思っております。

(山藤)指定ということであれば、年代を調べて。

(下高)碑が先なのか、名簿が先なのかという問題も出てきますので、調査研究を深めて行きたいと思います。

(田中)その解説は畠中先生のですか。

(杉谷) 淀江町時代に作られております。

(岩田主幹) 読み下しは畠中先生にお願いして

(田中)分かりました。

(畠中)考古学の研究者が淀江に来られたのです。それで石馬のところに案内したら、2円だか1円だか寄附されてた。色々な考古学の文献に載っていますよ。そのあとで保存会が出来て、学校の先生が寄附されて、何か金庫みたいなものがあつたですよ。それがどっかに残ってるんじゃないかな。

(田中) そういうところも整理して。

(下高) 資料整理をして次回以降にお話したいと思います。

(山藤) 最初の水管橋ですが、他の案件では割合詳しくサイズや構造が記載されており、よく分かるが、本件については、記載がないので構造的にこうゆうところが貴重であるとかもう少し分かったほうが検討しやすい。表面は何か塗装してあるんですか。

(杉谷) 塗装してあります。防腐措置を常にやっており、水道局が管理しております。

(山藤)構造的にも古いところを持っていると思うのです。そういうところを教えてもらえたら。それから、閼伽桶の件ですが年代はいつ頃のものですか。整理No.5のところに使ってある文字と資料の文字が違ったものが使っているのですが、指定となればどちらかに統一されたほうがよいと思います。

(古山) 年代については、他の資料も調べてみて次回ご報告申し上げます。最近大山寺から帰ってきた、足立正先生の資料でして、山陰歴史館おそらく山陰徴古館の時代から連綿として歴史館に引き継がれてきたものです。いろんな本に載っておりますが大山寺の霊宝

閣のほうへ長期貸出しを行っておりました。

(山藤) 杉本先生と鷺見先生が書かれた本の中に載っております。

(古山) 確認して、もっと詳しい報告をしたいと思います。

(下高) 今日ご欠席ですけれど、鷺見委員が以前言っておられたものが資料にあります。  
中島神社 整理番号12番のタブの木。これは市内の樹木の中で一番大きな木として指定に向けて検討するものとして貴重であると言われております。

整理番号13 青木神社のスタジイ林ですけれども、「市内にあるスタジイとしては一番大きいし、他にもかなり巨木が群生してスタジイ林を構成しており、青木神社社叢全体として何らかの保存措置の検討が必要ではないか」と鷺見委員は言われてました。検討していきたいと思います。指定文化財の一覧を今日お配りしておりますけれども、天然記念物関係が弱いというか、少ない。以前指定していたものも枯れてしまって指定解除になったものもあり、天然記念物関係が少ないかなという結果になっております。こういう樹木等を取り上げていくのもバランス的にいいのではないかと思います。

(神谷) 天然記念物関係では、栗島の樹木林とかありますけれども、どうしても雪で折れたりとか、急斜面の工事をしないとイケないとか、それに対してどういった規制が指定することによってかかるのでしょうか。社叢とか林とかですね。

(古山) 天然記念物に指定されますと、指定のレベルにもよりますが、文化財保護法或いは文化財保護条例上の規制がかかります。端的にいうと、現状変更等の制限です。例えばいろんなアクシデントが起きまして、現状に手を加えなければならなくなった場合、修理の届け出で済むのか、現状変更許可申請の対象になるのかは内容にもよりますが、いずれにしても文書による手続きが必要となります。緊急避難となる場合を除けば大概の場合協議しながらやっていくこととなります。

(神谷) 協議であって、永続的な保全が望めるわけでもないですね。わかりました。

(下高) なかなか天然記念物の場合は、他の文化財と違って難しい面があります。

(杉谷) 和田御崎神社元宮社叢は、自然林ということで指定してはおりますが、ツタも自然の植物とも思えますがそれが有害植物という名目で、樹木等に影響を及ぼすということで、除去してもらっておりますが、枝が折れたり形が悪くなったりしますと毀損届けの手続きが必要ですし、枯れた場合は価値がなくなりますので、指定解除もあります。管理として通常の剪定(枝打ち)は問題ありませんけれども、大きく形状を変更する改変、幹を切ったり、大きな枝を切ったりする行為は規制の対象、届けの対象になってくるものです。

(下高) 神谷委員もご存知ですが、栗島が急傾斜地工事の対象となっておりまして、人の命と天然記念物との折り合いというか、工事のほうは県も自然に配慮したといいながら、やはり現状は以前とかなり変わっております。そういう面で天然記念物の保護というのは、かなり困難な面があるとは思っております。

(神谷) 栗島については、ちょっとあそこまでやらざるを得なかったなところはないところですが、社寺林として現状保護されるのであれば、何十年、或いは、百年単位で元の形に

戻っていくのでありましょうし、どこまでも長い目でもって指定区域を守ってほしいというか、いまだめだからというのではなくすのではなくて、守るという考え方をもってほしい。

(下高) ありがとうございます。工法的にも以前のようにコンクリートで固めるというのではなくて、ピンを打ってそれをワイヤーでとめるという工法も今粟島も城山も一部採用されております。急傾斜地の崩壊防止工事をやっておりますので神谷委員も言われたように長い目でみれば元の景観に戻るという前提で事業者と協議しながら進めてはおります。

(田中)13番の青木神社スダジイ林の件ですけれども、これを今まで私たちは巨木としてみた。スダジイ林として指定した場合、ほかの植物も対象になるのかスダジイ以外の植物も、そのへんはどうなんですかね。

(杉谷)これは議論の分かれるところで意見がいろいろ出るとは思いますが、鷺見先生から聞いておりますところ、スダジイの巨木とスダジイの林その範囲で十分ではないかなという気がしております、私どもではそう考えております。社叢とか他の全体のものにかけますと、植生の保護とか、規制が厳しくなるということもあると思います。その下に生えています下草等も価値が突出しているのかということとそこまでは判断しかねるんじゃないかと思っております。

(神谷)生態学で言うと、スダジイや大きい木が並んでいるだけでは価値がなく、その中には、決まったセットがあるんですよ。例えば、ヤブランが生えてくるとか、あそこだったら紅シダが生えてくるとか、それもセットで守って頂きたいとは思いますが、ただ文化財としてはなかなか現状としてそういう保護のやり方にはいかないですよ。もう一つ付け加えたいのは、セットでないもの、外来の植物等が入ってますし、そういうものは逆に取った方がいいと思います。おおむね林を守るという鷺見先生の考え方でその付属になる植物というのは参考程度にしながら、又現状変更等のある時には、その時の専門の方にコメントを聞きながらがよいし、植物ですので、又生えてきますからその時の研究の進み方によって合わせてやっていけばいいのではないかと。

(田中)社叢といった場合は全部ですね。スダジイ林と言ったら対象としては範囲は社叢の中だがその中でスダジイを中心とした樹木の保護を図っていくということではないかと。

(神谷)枝を落とすことによって、外来種とか違った植物が横に生えてくることがあるので逆に外した方がいい場合もあるし、そうしないと現場の人たちも困ることがあるし、変更しなければならぬ状況と合わせて、専門の人たちと話していかなければならないと思いません。

スダジイ林として指定した場合、それを脅かすような植物は除去して行かなければならないだろうし、スダジイ林を指定してそれを守ることによって、スダジイ林が形成する下草の状況といいますか、そういう環境を指定しなくとも、スダジイ林を指定することによってそういう環境も形成されると言う判断は出来ないものではないかと。

(田中)なんかの木その物なら簡単なんだけど、あるいは社叢なら全体で簡単なんだけど、

林というのが一何捉えにくい。

—(お寺や、神社の管理がまったく入ってない木と違って、社寺林で管理されている木なら腐葉土等を施しても構わないんじゃないかなと思う。

(下高) いろいろ天然記念物関係は調査研究していかなければならないことが多いと思いますので、もう少し調査研究を勧めたい。

(山藤) ここに乗ってはいないが、今まで何度か現地に連れて行って下さって印象に残っているのが、阿陀萱神社でしたか龍の天井絵があります。印象も強かったし、雨漏り等の心配もあるということで、何かこのままではどうだろうかという話も出たと思うのですが、作者の経歴等考えても非常に重要なように思えるのですが、検討の中に加えて頂けないのでしょうか。

(下高) 前から阿陀萱神社の天井絵というのはございました。今日こちらに挙げておりますのは、事務局案としてこのようなものは如何でしょうかといったものでして、先生のご意見をお聞きしてそれを増やしていくことはかまわないことです。

(山藤) ほかの先生方の賛成が得られるようでしたら、候補の一つに加えて頂きたいと思いません。

(下高) 加えていきたいと思えます。

(浅井) 今回あげられた 15 件は優先順位があるのですか。

(古山) 今回 15 件の資料をお配りしておりますが、これらにつきましては、前回前々回、候補に挙げたものが非常に数多くあったと思えます。これらの内で急がないといけないものがあるんじゃないかと、浅井先生からもご指摘をうけております。ただ、この度、石州府 1 号墳の資料がそろったことで、このタイミングで一緒に持ち上げられるものがないか、ほかのものも当然今後の対象物件になるわけですけれども、非常に短い間で整理できるものがないかと、事務局の中で意見を求めたときに上がってきたものがこれらでして、もちろん中長期というかその中でも急がなければならないものはあるわけで、次年度にもう突入してしまうかとは思われますが、そういうものは順番があるわけではございませんので追加して、あるいは取り急ぎやっっていかなければならないものと考えてはおります。今回ご意見をいただくたたき台として挙げたものをご理解を下さい。

(浅井) とりあえず 7 番は今年度中にしておきたいということですか。

(下高) 7 番の石州府 1 号墳は次回の保護審議会で諮問し、答申の方向で考えている案件です。

(浅井) その他特に資料であげられるものはないんですね。

(下高) 先ほど山藤委員がいわれましたように、委員の方からこれはどうであろうかというものがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

(田中) 先日、向山古墳に行きました。向山古墳の中で長者平古墳の非常に立派な石室ですがこれもこれが、先の西部地震の時に石室の横の壁がくずれて非常に危険な状態になっております。あそこは、向山古墳群が国指定になった時にそれまでは町指定になっていたはずですね。それがいろんな事情があつて、指定から外されたということで、現在は国指定のす

ぐ横にありながらも指定地外であり、個人の土地のまま。先立つのは石室の保存です。指定になったものを保護・修復していくというのは指定文化財への対応ですからこれはルールです。指定されていないもので、例えば所有者の同意があれば国の史跡にでもなるという中で、それが崩壊の危機にあるといった場合には、何か少なくとも今の状況の中で将来の指定に向けて何か手立てがとれないものであろうかと危惧しています。直接指定とは関係ないかと思うんですけれども。

(岩田主幹)田中委員がおっしゃいますように、淀江町時代は淀江町指定になっておりました。平成4年段階だと記憶しておりますけれども、所有者から申し出がありまして、指定を解除してほしいということで、町の中でもいろいろ検討しましたがけれども諸事情を勘案しまして今は解除ということになっております。事情がそれより前の古い時代のトラブルがあったということで、なかなか引き続いて指定ということにならなかったものです。近年、代が代われ、実は昨年くらいから少しずつ話をはじめかけてます。ただ、かつての経緯がありましたのでなかなか、すぐすぐ話を進めるということにはなりません、徐々にですけれども長者平については話を進めつつあるところです。事務局としましては相手方がある事で、慎重な配慮をしておりますけれども、25年度中にはもう一步踏み込んで、所有者の意向の確認をしてみたいと思っております。

(田中)それまでの保存の手立ては。

(下高)保存ですけれども、所有者のご同意が頂けるのならば、何らかの手当て、たいして予算があるわけではございませんので出来る範囲でやってみたいと思っております。状態としては良くないということがあります。今後のことですけれども、今岩田が申しましたように少しずつ話を進めていくということで、伯耆古代の丘整備の中で、一応上淀廃寺が一段落つきましたので、次は向山の整備にステップしてと思っているわけですけれども、中でも長者平が一番に考えていく問題となっておりますので、当面やらなければならないことと指定にかけて整備をするスタンスは見通しとしては持っております。

(小原)そうしますと、この15以外まだあると思うのですが如何でしょうか。先ほどNo.7で石州府(せきしゅうふ)と言っておられました、これが正式でしょうか。私どもは、箕蚊屋の中学校に勤務している当時、石州府(せきしよ)と言ったのですが。

(下高)会長のおっしゃるとおり地元で石州府(せきしゅうふ)と言っても逆に通じません。ただ、行政的には石州府(せきしゅうふ)と振り仮名を打っておりますので、その辺をどうするか苦慮するところです。石州府せきしゅうふ(せきしよ)とするのか、例がないわけではありませんので、昔から言われているのは、(せきしよ)だろうと思います。

(小原)その他ございませんでしたら、(2)に行きたいと思うのですが、よろしゅうございますか。それでは、その他。

(下高)今、お手元に米子城跡のパンフレットをお配りしました。米子城関係のパンフレットが出来たのはこれが初めてと思われまますので、いいものが出来たと文化課として喜んではいるのですけれども。米子城の史跡指定の現状について説明させていただこうと思

ます。米子城、特に湊山球場の扱い等については、以前から議会等で問題になっているところがございます。平成23年の6月の議会で市長が湊山球場は史跡公園化の方向で進みたいと表明しております。そのスタンスは現在も変わっておりませんが、諸般の事情でなかなか進んでいない現状でございます。湊山球場を史跡公園として整備するという踏み込んだ事業化ということになっていない、それ以降新たな進展がないというのが現実です。教育委員会としては文化財保護につながる史跡公園化というところは、大事なことと思っております、三の丸にあります私有地が5000平米ほどスタンド下でありますけれども、その土地の買い上げと、あと出山、ボート小屋のところですね、とスケート場があった深浦ここが私有地ですので、この私有地を買い上げて、一体として米子城跡の整備をやっていこうという考えを平成20年から持っております。史跡公園化のゴーサインが出た時にはきちっと進めていくことになろうとは思っておりますけれども現段階では、まだそこまで至っていないというのが現状でございます。

それとは別に、昨今教育委員会が木を切ったことが話題になっており叱られたことがございまして、その件で参考資料をお配りしております。国史跡の小田原城の史跡ですが、ここでも同じようなことがおきまして、城山の木を切ることを公にしたところいろいろな自然保護団体からクレームが出て大変な騒動になったのがあります。今はもう解決されたわけですが、こういう風な植栽の管理計画というものを小田原市の方は作っておられます。その主なところは、史跡としての景観、来訪者の保護安全の確保、適切な維持管理が基本として、樹木をどうするかを3つの大まかな所に分けております。「伐採並びに相当の枝おろしが必要な個所」と「整枝の必要な個所」と「全く手を付けないで保護保存をしていかなければいけない箇所」。一応3つに城山を分けて管理をしていこうという計画を作られて、今これが進んでいこうとしています。米子城の方も本丸がみづらくなっております。下から本丸が見えなくなっている状況で、市民の皆さんからも本丸が下から見えるようにしてくれという要望も沢山いただいておりますので、見えるようにするのも一つの方法と思います。と言いながら、昭和59年に一回きれいにはげ山になって、以降にああいう風に樹木が繁茂してかなり自然豊かな景観を呈しておりますので、その辺のところもきちっと管理計画を立てて、自然保護の関係の方のご意見を伺い、史跡を守るというところを勘案しながら、保存管理計画を策定したいと考えています。この審議会の場で議論をいただくようなこともあろうかと思っておりますのでまたその時は、よろしくお願ひしたいと思っております。

(小原) 何か質問はございませんか。

(神谷) 何か今後近い時点で手を入れる予定はあるのですか。

(下高) 大々的な事はまだ考えておりませんが、日常的な樹木の抜開等は検討しております。

(福田) 本丸の天守閣に石垣の残っているところがあるのですがけれども、市が植えたものではない市民の方が植えられたと思うのですが、桜が植えられており、まだ小さいからいいのですがそのまま成長しますと、本丸の石垣を崩す恐れがありますので、文化課として

はこちらのほうを撤去か植え替えをしたいと考えております。

( ) しかるべきところへ移植してあげられたらいいのではないのでしょうか。どなたも手を上げられなくても。

(下高) 史跡の保護に影響にないところに植えさせていただくとか、公園の一角に植えさせていただくとか、そういう風な対応策は考えております。

( ) そのほうがいいようにおもいます。

(下高) 最初は 20 本くらい苗木を買ってこられまして、値段もついており、それを植えられたような状況で、ちょうど石垣を保護する上では、一番都合の悪いところに植えられておりまして、誰が植えられたのかもわからない。公園の管理の担当者もわからない。普段城山に上がってくる人にも聞き取りを行いましたけれども誰も見ておられないし、対応に苦慮しているような状況があります。

( ) 誰が植えたかわからないものにも所有権というものは発生するものなのですか。

(下高) 法律上はあるそうです。都市公園の条例などでも除去は出来るという条例を作っているところはあるそうなんですけれども。ただし、3ヶ月間保管して掲示して後ならば処分できるそうです。遺失物と同じです。米子城跡は公園でもあり、公園条例も適応されますが、撤去していいという条項がないので、手続きをきちっと踏まないと後から問題が起きていけません。

(畠中) このパンフレットは、これからずっとこれで出すのですか。

(下高) 事業として、米子城も出して、他の文化財関係も出します。

(畠中) 変えたらいいなというところがいっぱいあるんですよ。最初からいきますと、右から横田内膳、とありますが、内膳正(ないぜんのかみ)正しくは、ないぜんのかみよしあき)です。

(下高) ご指摘いただければ、次の版のときに訂正していきます。すぐ無くなってしまいまして、また改版も考えておりますので。そのときに訂正等はしっかり行いたいと思います。大体米子城関係は以上のような状況です。

(小原) では次回は。

(古山) 本年の3月に、石州府1号墳の指定の手続きを行うための審議会を開催していただければと考えております。会長のご都合とか、当方が議会中であること等を考慮いたしまして、第一候補として3月19日14:00からで如何でしょうか。19日14:00からということで、場所については、調整してご連絡申し上げます。

(小原) 事務局の方ほかにございませんか。

(下高) 審議会は今年度は、後一回ですけれども、現地の方の文化財の視察・探訪というようなこともやりたいと思っておりますので、又ご連絡させていただいて、見ていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

(小原) このたびの審議会を終わりたいと思います。ご苦勞様でした。